*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【液石則】技術基準適合表（第一種貯蔵所　容器　配管接続なし）

＜高圧ガス保安法　法律第１６条第２項関係＞

　**貯蔵所の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 24 |  | ５ | 第６条の準用 | ・**第６条第１項第35号**の基準に適合すること**［別表１］**  |  |

　**［別表１］**液石則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | 35イ | 容器置場の明示及び警戒標【参照】例示基準１県指導指針６(5) [別表３] | * 外部から見やすい位置に警戒標を掲示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ロ | 容器置場の階数 | * 容器置場は二階建以下とすること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ハ | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：　　　　 　 第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | 35ニ | 障壁の設置【参考】例示基準２ | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること

※障壁の構造図等を示す | 添付資料No. |
|  |  | 35ホ | 直射日光を遮る措置【参照】例示基準30 | * 直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方に解放されることを妨げないものに限る）を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35へ | 滞留しない構造【参照】例示基準11 | ・開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと・下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること | 添付資料No. |
|  |  | 35ト | 二階建の容器置場の構造【参照】製造細目告示11条の5 | * 告示で定める構造であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35チ | 消火設備の設置【参照】例示基準26 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること

※消火器の能力や本数を明示する※設置位置を図示する | 添付資料No. |

＜高圧ガス保安法　法律第１５条第１項関係＞

**貯蔵の方法に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 19 |  | ２イ | 車両等における貯蔵の制限 | * 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと
* ただし、貯蔵所許可又は届出を行ったところにより貯蔵するときは、この限りでない
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ロ | 通風の良い場所 | * 貯蔵は、通風の良い場所ですること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ハ | 一般複合容器の貯蔵期限 | ・一般複合容器は、刻印等で示された年月から15年を経過したものを貯蔵に使用しないこと | 添付資料No. |
|  |  | ２ニ | 容器置場（第６条の準用） | * **第６条第２項第７号**の基準に適合すること**［別表２］**
 | 添付資料No. |

　**［別表２］**液石則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | ７イ | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること

※容器置場の平面図等に配置場所を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ロ | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７ハ | 火気等の制限【参照】例示基準40 | * 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと
* 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること

※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ニ | 容器の温度【参考】県指導指針６(2) [別表３] | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７ホ | 転落転倒防止措置【参照】例示基準41 | **対象：内容積５Ｌ超える充塡容器等*** 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７へ | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと
 | 添付資料No. |

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指針 | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ６ | ２ | 容器置場の散水 | **対象：可燃性ガス及び酸素を100m3又は１ｔ以上貯蔵する容器置場*** 容器置場の床面積１ｍ2につき、毎分２リットル以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること
 | 添付資料No. |
|  | ５ | 責任者等の掲示 | * 同一敷地内に事務所がない容器置場は、敷地外から見えやすい場所に、高圧ガスの名称、責任者名称、緊急時の連絡先を明示した掲示板を設置すること
 | 添付資料No. |